

# 医薬品情報専門薬剤師規程

## 【目的】

医薬品情報専門薬剤師は、医薬品情報に関する高度な知識、技能、倫理観をもち、適切な医薬品情報に基づき、適正な医薬品の使用を担い、もって医療の質の向上に貢献することを目的とする。また、医薬品情報に関する教育・研究を担い、国民の健康に貢献することを目的とする。

## 【定義】

以下の資質を有する薬剤師を医薬品情報専門薬剤師とする。

1. 医薬品情報源の特性を理解し、その検索・調査ができ、その指導ができること。
2. 医薬品情報を根拠に基づいて評価し、目的にあわせて加工し、提供ができること。
3. 医薬品情報を活用するために必要なコミュニケーション、プレゼンテーション、ライティング能力を有すること。
4. 適切な医薬品情報に基づき、医薬品開発、医薬品適正使用のための最適な判断（有効性と安全性を確保するための対策など）ができること。
5. 医薬品情報に関連する教育、研究ができること。
6. 医薬品情報に関連する医療制度、関連法規、専門用語について十分に理解していること。
7. 医療倫理及び情報倫理（プロモーションコード、知的財産権の遵守など）を有していること。

## 【認定要件】

- 第1条. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- 第2条. 医薬品情報に関わる業務経験が通算5年以上であること（所属長の証明が必要）。
- 第3条. 申請時において、日本医薬品情報学会の会員であり、本学会が指定する生涯教育セミナーに参加し、60単位以上（必修40単位以上を含む）を取得していること。
- 第4条. 全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、医薬品情報領域に関する学会発表が2回以上（少なくとも1回は発表者）及び複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に医薬品情報領域の学術論文が1編以上（筆頭著者）あること。
- 第5条. 各職域における医薬品情報に関わる教育、業務実績を証明できること。
- 第6条. 施設長、所属長等の推薦があること。
- 第7条. 上記、第1条～6条までの条件を満たした後、本学会が実施する認定試験に合格すること。

## 附則

- 1) 2010年12月1日 施行
- 2) 2014年6月6日 一部改正
- 3) 2019年3月1日 一部改訂

## 【更新要件】

- 第1条. 日本国の薬剤師免許を有していること。
- 第2条. 認定期間は、原則 5年間とし、更新をする。認定期間中において継続して日本医薬品情報学会の会員であること。
- 第3条. 認定期間中に、本学会が指定する研修セミナー等に参加し、50単位以上(必修20単位を含む)を取得していること。
- 第4条. 認定期間中に、全国レベルの学会・公的会議あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、医薬品情報領域に関する学会発表等が2回以上(共同発表者可)あること。
- 第5条. 認定期間中に、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に医薬品情報領域の学術論文が1編以上(共著者可)あること。もしくは、医薬品情報領域の公的報告書(共著者可)、総説(筆頭)、学術論文(共著者可)のいずれかが1編以上あること。
- 第6条. 認定期間中において、各職域あるいは地域・学会等において医薬品情報に関わる教育、業務実績があり指導的役割を果たしてきたこと。
- 第7条. 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留する場合は、所定の理由書を提出する。なお、保留する場合は、第2条から第6条における認定期間を認定期間に加え保留期間を足した期間と読み替える。ただし、保留期間中は医薬品情報専門薬剤師を呼称することはできない。

### 附則

- 1) 2013年8月22日 施行
- 2) 2016年7月20日一部改訂
- 3) 2019年3月1日一部改訂
- 4) 2019年6月7日予定